

## 第3章 防犯活動と町会

### 3.1 はじめに

近年、防犯・防災の面からの危機管理に対する関心が高まり、「コミュニティ」や町会（町内会）があらためて注目されるようになってきている。周知のとおり、町会（町内会）は地域住民の生活全般に関連する活動を行う、包括的組織である。防犯に関連する活動についても、従来より、多くの町会（町内会）あるいはその関連組織が関与してきた。とはいえ、その関わり方や関与の程度は時期や地域によって異なる。部分的には警察やマスコミによって喚起された、地域社会における危機意識および防犯意識の高まりとともに、地域における防犯活動には1990年代頃から様々なメニューが加わることになった。従来は防犯灯・街灯の設置・管理や、町会（町内会）および、その関連団体による非行防止活動、夜警、回覧板を介した犯罪等の情報共有などにすぎなかった活動が、より多くの住民を巻き込んだパトロールや、インターネット・電子メールなどを媒体とした防犯情報の共有、監視カメラの設置、防犯マップの作成、不審者に遭遇したときの駆け込み先の設置などを含むようになった。しかし、こうしたメニューの増加などにみられる防犯活動の活況は、果たして「コミュニティ」の復活や主体的な動きの獲得を意味するのだろうか。あるいは、たんなる「上から」の動員が強化されているにすぎないのだろうか。

こうした問題意識を出発点として、第3章では、町会（町内会）周辺における防犯活動の実態について明らかにする。具体的には、じっさいに、どのような活動が行われており（3.2）、それらの活動が活発化しているのかあるいは衰退しつつあるのか、その動向について検討する（3.3）。つぎに、防犯活動を実施する前提となる治安認識について明らかにする（3.4）。また、他の町会（町内会）活動の多くがそうであるように、防犯活動もトップヘヴィであるのか、防犯活動の担い手および担い手間の関係についてみる（3.5）。全体をつうじて、現在町会（町内会）周辺でおこなわれている防犯活動が、果たして主体的なものであるのか、あるいは従来言われてきたように、警察や行政の動員にすぎないのかについて吟味し、町会（町内会）活動の可能性について検討する。そのさい、弘前市町会調査の結果のみならず、東北6都市における町内会調査の結果を参照する。

### 3.2 町会と防犯活動

大雑把な整理をすれば、町会（町内会）周辺の防犯関連活動のうち、従来比較的多くの地域で実施されてきたのが、町会（町内会）による街灯の管理、子どもや青少年を対象とした非行防止活動、防犯協会による防犯活動（夜警を含む）、回覧板を介した犯罪等の情報共有である<sup>1)</sup>。先にみたように、これらにくわえて、1990年代頃からは、新たなメニューが加わることになった。それはたとえば、より多くの住民を巻き込んだパトロールや、電子メールを介した防犯・犯罪・不審者に関する情報交換・情報共有、「防犯マップの作成」、「監視カメラの設置」、「公園等の見通し、見晴らしの改善」、「不審者に遭遇したときの連絡先・駆け込み先」の設置、「防犯セミナー・講習会等への参加」（問23、問30）などである。

これらの新たなメニューのうち、もっとも一般的なものが、住民を巻き込んだ防犯パトロールである。とくに2000年代前半頃から、体制の危機管理の観点から、地域社会の動員が強調され、自主防犯活動を行う団体数およびその構成員が増加するとともに、地域社会でのパトロールその他の活動が、各地で新たに行われるようになった。この背景には、1990年代以降、全国的に地域での防犯に対する関心が高まるようになり、「警察庁に生活安全局が設置される1994年から」、自治体による「生活安全条例」が各地で次々に制定されていったことがある（清水 2007: 17）。じっさい、警察庁生活安全局生活安全企画課の資料によれば、2003年末に3056団体17万7831人の構成員が「防犯ボランティア団体」として登録されていたものが、2010年末には4万4508団体、270万1855人の構成員に増加している（警察庁生活安全局生活安全企画課）。この増加はとくに2003年から2006年のあいだに著しい。ちなみに、青森県では390団体、2万893人が登録されている（警察庁生活安全局生活安全企画課、2010年12月31日現在）。

まず、防犯活動の現状について理解するために、従来型の防犯関連活動および関連組織の実態についてみていこう。第一に、「街灯等の設備管理」は弘前市の95.3%の町会が行っている（問9A）。データの無い仙台市を除いた東北5都市をみると、すべての都市でその数字は7割を超えており、東北5都市と弘前市の平均値は87.9%である。とくに秋田市、盛岡市、山形市、弘前市では9割を超えている（表3-2-1）。「街灯等の設備管理」は町会（町内会）が一般的に行う防犯活動であるといえる。

つぎに、非行防止活動と防犯協会による防犯活動である。ただし、これらの活動にそのまま該当する項目が問9Aには存在しないため、非行防止活動に類似する項目である問9Aの「青少年教育・育成」と、問22Aの「少年補導委員会」と「防犯協会」の組織化の状況を参照する<sup>2)</sup>。まず、「青少年教育・育成」は弘前市のばあい85.1%となっており（表3-2-1）、「街灯等の設備管理」や後述する「防犯パトロール」と同様に比較的多くの町会で行われている。とくに弘前市の「青少年教育・育成」は、防犯パトロールよりも13.5%高い値であり、他5都市よりも活動が一般的であることが読みとれる（表3-2-1）。他5都市では5割～6割の実施状況である。つぎに、「少年補導委員会」と、様々な防犯活動を行う「防犯協会」が町会（町内会）のある地域に存在するか否かをみてみよう（問22A）。設問が異なるため、単純に比較はできないが、概してその割合は「街灯等の設備管理」より低く、かつ7都市のあいだに

地域差があることがわかる(表3-2-1、表3-2-2)。「少年補導委員会」が存在する町会(町内会)の割合については、7都市の平均値が33.3%であり、仙台市の15.2%から福島市の57.7%まで開きがある。弘前市は29.8%と、福島市、山形市、盛岡市について、その割合が高い。これにたいして、「防犯協会」は平均値が69.2%であり、7都市すべてにおいて6割以上の町会(町内会)で組織化される、より一般的な組織であるといえる。ただし、弘前市の防犯協会の組織化の値は他の東北6都市と比べて最も低く、61.6%である。

表3-2-1 現在の防犯活動の実施状況

	青森	秋田	盛岡	山形	仙台	福島	弘前	平均
防犯パトロール	64.1	56.3	74.1	73.4	75.8	68.6	71.6	69.1
街灯等の設備管理	76.7	94.4	94.8	93.6	-	72.5	95.3	87.9
青少年教育・育成	53.3	52.8	61.1	62.5	-	58.8	85.1	62.3

注1)「実施する」とは、「実施していない」「分からない」無回答を除いたもの。ただし、仙台市のみ、「非行防止・防犯活動」を「防犯パトロール」とし、「実施する」とは無回答を除いたもの。

表3-2-2 地域における組織化の状況

	青森	秋田	盛岡	山形	仙台	福島	弘前	平均
少年補導委員会	22.2	29.3	34.7	44.0	15.2	57.7	29.8	33.3
防犯協会	66.8	64.2	65.8	77.9	75.3	73.1	61.6	69.2

注1)「存在する」とは、「構成されていない」「わからない」無回答を除いたもの。ただし、仙台市のばあい、質問様式が他と異なる。

つぎに、防犯に関連する情報提供についてみてみよう。弘前市のばあい、67.3%の町会で「防犯に関する情報提供」をおこなっており(問23)、その主たる媒体は回覧板であると考えられる(23A)。防犯に関する情報は、「国や自治体が発行する広報誌の内容」(90.2%)、「役員会、例会、総会に関する情報」(86.4%)について、多くの町会が発信する典型的な情報となっている。また、現在町会が実施する防犯のための組織的な取り組み(問30)を参照すると、もっとも割合が高いのが「回覧板やチラシによる地域の犯罪発生や、不審者の出没状況の情報の共有」(75.7%)である。その値は「防犯灯・街路灯の設置」(70.6%)より高い。よって防犯に関連する情報提供も町会が行う主たる防犯活動のひとつであるといえる。

つぎに、従来型のものか新たに組織されたものであるか、またその具体的な担い手が誰であるのかについて判別できないが、町会のある地域で「防犯パトロール」を行っているかどうかについてみると(問9A、表3-2-1)、弘前市では71.6%となっている。7都市の平均値は69.1%であり、防犯パトロールも町会(町内会)で行われる主な防犯活動のひとつであることがわかる。ただし、それを町会(町内会)が実施しているかといえば、必ずしもそうとはいえない(問30)。というのは、「防犯パトロールの実施」を町会で組織的にしているのは、弘前市のばあい39.3%と、先ほどの値より低くなるし、秋田市・盛岡市・福島市でも問9Aより割合が低くなっている。地区町会連合会や、防犯協会、PTAや非行防止に関わる団体など様々な主体が防犯パトロールを実施していることが考えられる。

表 3-2-3 防犯のための組織的とりくみ

	青森	秋田	盛岡	山形	福島	弘前	平均
防犯パトロールの実施	-	21.7	50.8	-	42.6	39.3	38.6
回覧板やチラシによる地域の犯罪発生や、不審者の出没状況の情報の共有						75.7	-
携帯電話、インターネットや電子メールによる地域の犯罪発生や、不審者の出没状況の情報の共有	52.8 <sup>注1)</sup>	42.9 <sup>注1)</sup>	46.1 <sup>注1)</sup>	51.2 <sup>注1)</sup>	41.6 <sup>注1)</sup>	1.9	-
防犯マップの作成	3.9	5.9	15.5	25.9	10.1	4.7	11.0
防犯灯・街路灯の設置	60.2	75.0	78.2	78.7	71.8	70.6	72.4
監視カメラの設置	0.9	0.2	0.5	1.9	0.4	0.9	0.8
声かけの実施	35.1	47	42.5	38.3	33.7	29	37.6
公園等の見通し、見晴らしの改善	6.9	9.4	18.7	17.5	11.8	10.3	12.4
不審者に遭遇したときの連絡先・駆け込み先	27.7	26.6	34.7	37.7	25.4	22.9	29.2
防犯セミナー・講習会等への参加	-	17.4	23.3	-	21.7	18.7	20.3
小・中学校との情報交換	-	59.2	69.9	-	43.8	59.3	58.1
その他	6.1	3.0	2.6	-	3.7	1.4	3.4
ひとつもない	-	-	2.6	-	-	4.7	3.7

注1) 弘前市以外の調査のばあい、「地域の犯罪発生や、不審者の出没状況の情報の共有(回覧板など)」。

注2) 仙台市のばあい、大幅に質問が異なるため割愛。

なお、これら以外の活動については問 30 の防犯のための「組織的な取り組み」にかんする設問が参考になる。弘前市のばあい、上であげた活動の他に、「小・中学校との情報交換」(59.3%)、「声かけの実施」(29.0%)、「不審者に遭遇したときの連絡先・駆け込み先」(22.9%)、「防犯セミナー・講習会等への参加」(18.7%)などの割合が高くなっている。仙台市を除く他 5 市でも同様に、上であげた活動のほかに、「小・中学校との情報交換」、「声かけの実施」「不審者に遭遇したときの連絡先・駆け込み先」の実施割合が高い傾向を示している(表 3-2-3)。

こうしてみると、防犯関連活動についていえば、概して、「街灯等の設備管理」は、8割以上の地域社会で実施されていることから、今日の地域社会が行う重要な活動のひとつとしてみることができる。「街灯等の設備管理」につづいて、「防犯パトロール」や「青少年教育・育成」も重要な活動として位置づけられている。設問が異なるため、「街灯等の設備管理」・「防犯パトロール」・「青少年教育・育成」と「防犯協会」・「少年補導委員会」の組織化を単純に比較することができないが、「防犯協会」の組織化も、6割以上の町会(町内会)で行われている。これにたいして、「少年補導委員会」の活動は幾分低調であると考えられる。

### 3.3 防犯活動の近年の動向

つぎに、防犯活動がじっさいに活発化しているかどうかについて探るため、防犯活動の動向について検討する。まず、調査時点の防犯活動の状態を10年前と比較する(問9C、D)。ただし、ここで比較できるのは問9Dに項目のある、「街灯等の設備管理」、「防犯パトロール」、「青少年教育・育成」に限られる。

はじめに、防犯活動の状況がどのように変化しているのか、明らかにするために、問9Cと問9Dを参照しよう。まず、防犯以外の活動を含め、町会での活動状況を10年前と調査時点と比べてみると、弘前市のばあい、活況の程度に大きな変化のある活動はみられない(図3-3-1)。「ごみ処理収集協力」が10年前に比べて活発化しているという回答が7.9%増加しているのが最大の変化である。これにたいして、他4都市(青森市および仙台市調査の設問様式が他都市と異なるため、両市を除外)では10年前と調査時点とでは活動の状況に変化が生じていることがわかる(図3-3-1～図3-3-5)。4都市全体の動向をみれば、「ごみ処理収集協力」、「バザー」、「防犯パトロール」、「防火パトロール」「私道の管理」「乳幼児保育の支援」、「学童保育の支援」、「高齢者福祉」などの活動が10年前に比べて今日活発化していることがわかる。これにたいして、「地域の清掃美化」、「集会所等の施設管理」、「街灯等の設備管理」などは、10年前に比べると値が低下している。

つぎに、防犯活動に焦点をあててみよう。第一に、「街灯等の設備管理」についてみると、弘前市では10年前と現在とに差がみられない。他4都市をみると、「現在、活発化」が45.5%～61.2%と比較的高いものの、10年前の方が値が高かったことがわかる(表3-3-2)。このことは、現在「街灯等の設備管理」が行われなくなっているというよりも、10年前からすでに活発に活動が実施されていたことが考えられる。第二に、「防犯パトロール」である。弘前市では10年前と比べて、3.7%ではあるものの減少している。これは、現在の方が15.6～17.9%高くなっている他4都市の動向とは異なる。つまり、他4都市では10年前と比べて、現在「防犯パトロール」が活発化しているという回答の割合の方が多いのである(表3-3-1)。以上のデータから読み取れるのは、「防犯パトロール」は10年前も現在も「街灯等の設備管理」ほど活発な活動ではないこと、そうではあるにせよ、弘前市を除く4都市では現在より活発化していることである。これは冒頭でみたような、昨今の「防犯パトロール」の隆盛に合致する動向である。第三に、「青少年教育・育成」をみると、秋田市・福島市を除き、弘前市と他2都市では10年前と比べて、その割合が低下している(表3-3-3)。特に弘前市ではその値が大きく低下している。また、先述の「防犯パトロール」の値と比較すると弘前市以外では10年前の数値は「青少年教育・育成」の方が高いのであるが、現在の数値は「防犯パトロール」の方が高くなっている。これは、現在、「青少年教育・育成」よりも「防犯パトロール」が活発に行われていることを意味している。

以上のことより、東北4都市および弘前市をみると、「街灯等の設備管理」が10年前からすでに活発化しており、現在はじまったものでないこと、「青少年教育・育成」活動は現在、以前ほど活発ではなくなっていること、逆に「防犯パトロール」が現在活発化していることがわかる。ただし、弘前市の動向は、「防犯パトロール」が10年前と比べてそれほど活発化せず、「街灯等の設備管理」の状況に変化がみられないなど、他4都市と幾分異なる特徴をもつことがわかる。

図3-3-1 弘前市の活動状況の変化

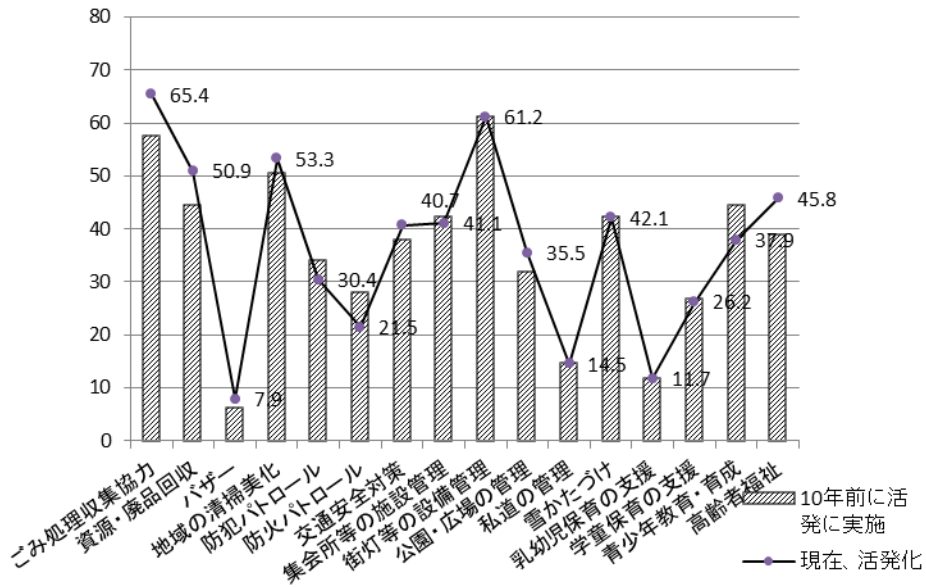


図3-3-2 秋田市の活動状況の変化

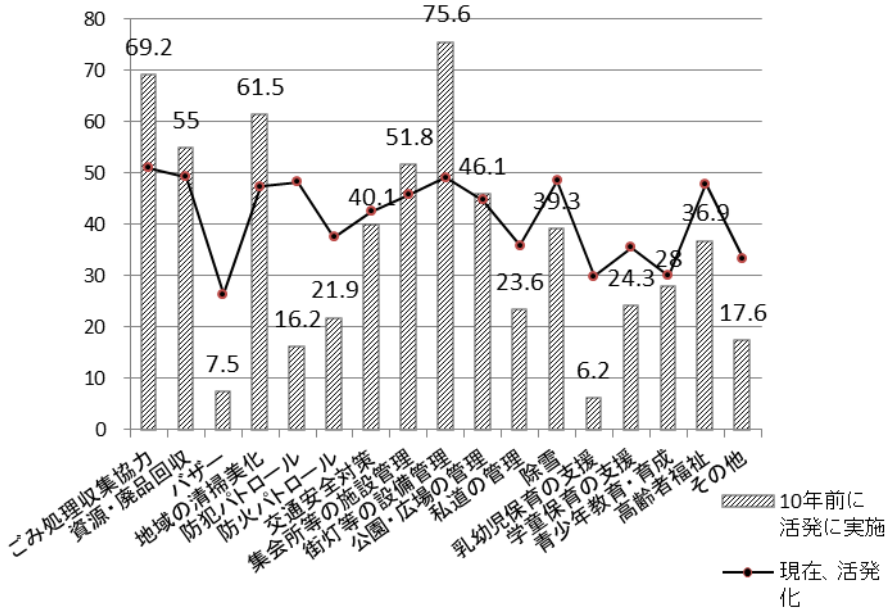


図3-3-3 盛岡市の活動状況の変化

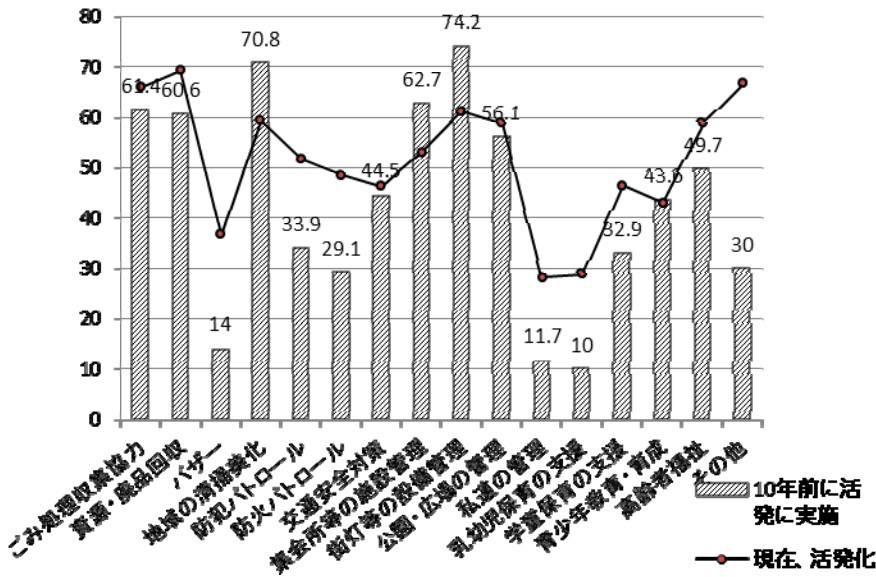


図3-3-4 山形市の活動状況の変化

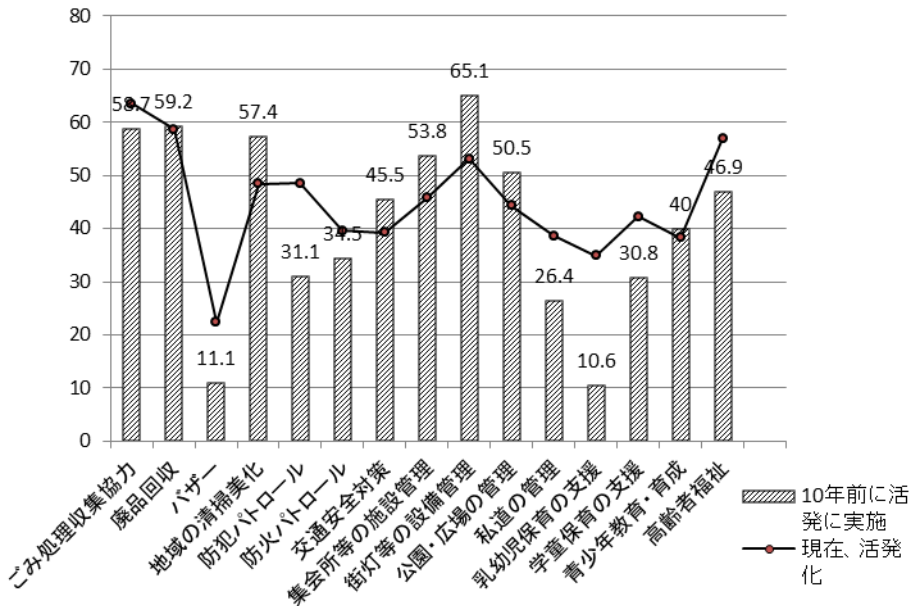


図 3-3-5 福島市の活動状況の変化

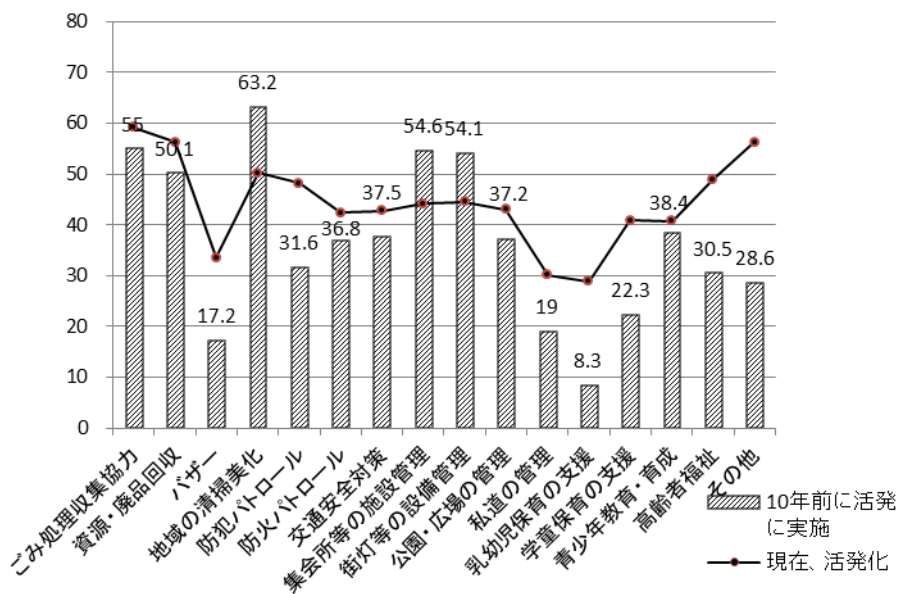


表 3-3-1 防犯パトロールの動向

	10年前に活発に実施	現在、活発化	差
秋田	21.9	37.5	15.6
盛岡	33.9	51.8	17.9
山形	31.1	48.5	17.4
福島	31.6	48.2	16.6
弘前	34.1	30.4	-3.7

表 3-3-2 街灯等の設備管理の動向

	10年前に活発に実施	現在、活発化	差
秋田	75.6	49.1	-26.5
盛岡	74.2	61.2	-13
山形	65.1	53.1	-12
福島	54.1	44.5	-9.6
弘前	61.2	61.2	0

表 3-3-3 青少年教育・育成の動向

	10年前に活発に実施	現在、活発化	差
秋田	28.0	30.0	2.0
盛岡	43.6	43.2	-0.4
山形	40.0	38.3	-1.7
福島	38.4	40.7	2.3
弘前	44.4	37.9	-6.5



### 3.4 治安認識

犯罪統計等によるじっさいの犯罪件数の増減と「体感治安」の状態は必ずしも一致しない。従来指摘されてきたのは、じっさいの犯罪件数の増減や治安の現状に合致せず、「体感治安」は悪化しているということである。この「体感治安」の悪化が一つの要因となり、人びとは防犯対策を講じるよう駆り立てられてきた。

表 3-4-1 モニターによる青森県内の治安認識

ここ5年間の青森県内の治安	%
良くなっている	3.9
どちらかといえば良くなっている	12.2
どちらかといえば悪くなっている	42.2
悪くなっている	22.8
変わらない	15.6
分からない	3.3

N=180

典拠：青森県企画政策部広報広聴課

ここで「体感治安」の悪化を示す一例として、平成21年9月に青森県企画政策部広報広聴課が青森県政モニター200人(うち180人が回答)を対象に実施した「防犯に関する意識調査」(以下「意識調査」と略称する)をあげることができる。「意識調査」によれば、「ここ5年ぐらいの間」の県内の治安状況を尋ねた問いに対して、「良くなっている」もしくは「どちらかといえば良くなっている」という回答の割合は16.1%であるのに対して、「悪くなっている」もしくは「どちらかといえば悪くなっている」という回答の割合は65.0%となっている。この結果は、平成19年6月の同調査の結果より改善されてはいるが、依然として「体感治安」が悪いといえる<sup>3)</sup>。その原因としてモニターが指摘するのは、「殺人、強盗、放火などの凶悪犯罪の発生が多い」が65.8%、「振り込め詐欺など巧妙な手口の犯罪

表 3-4-2 弘前市町会における問題

ゴミ処理の問題	69.6
ひとり暮らしの高齢者への対応	57.5
移動や交通の問題	34.6
住民間のトラブル	27.1
集会所・図書館等文化交流施設の不足・老朽化	25.2
治安・少年非行・風紀の悪化	22.9
商店・スーパー等の買い物施設の不足	21.5
都市型災害に対する基盤整備の不足	18.2
保育園・学校等育児・教育施設の不足	16.8
病院や老人福祉センター等医療・福祉施設の不足	16.4
住宅の建て込みやワンルーム・マンション増加等の住宅問題	16.4
行政とのトラブル	16.4
公園・運動場・体育施設等の不足	15.9
幼児虐待などの子育て上の問題	15.4
土地問題(土地利用規制や共有地)	15.4
開発による住環境や自然環境の悪化	15.0
ねぶた団体とのトラブル	14.5
商店や工場を経営していく上での障害	14
民間企業とのトラブル	13.6
困っていることはない	10.7
その他	4.2
NA	1.9

が多発している」が39.3%、「隣近所の連帯感がなくなり、相互に安全を守る意識が欠けてきた」が29.9%、「子どもに対する『不審な声かけ事案等』の発生が多い」が28.2%、「自転車盗難、器物損壊、空き巣など生活に身近な犯罪が多発している」が22.2%である(但し複数回答)。

このように、漠然とした「体感治安」は悪化しているのではあるが、ひるがえって自らのすむ町会(町内会)において、殺人や強盗・放火、不審な声かけ、自転車盗難、器物損壊、

空き巣などがじっさいに起こり、増えているという認識が町会(町内会)長のあいだで共有されているのかといえば、そうともいえない。地域において何らかの治安にかかわる問題が存在しはするのだが、それが「多い」とか「増えた」とは認識されていないのである。

まず、地域における治安にかかわる問題の存在について把握するために、「地域生活を営む上で困った問題」があるかという問い(問 28A)について検討しよう(表 3-4-2)。弘前市のばあい「治安・少年非行・風紀の悪化」(22.9%)は、「ゴミ処理問題」(69.6%)や、「ひとり暮らしの高齢者への対応」(57.5%)、「移動や交通の問題」(34.6%)、「住民間のトラブル」(27.1%)、「集会所・図書館等文化交流施設の不足・老朽化」(25.2%)について割合が高い。ちなみに、秋田市、盛岡市、福島市における「治安・少年非行・風紀の悪化」は、それぞれ 62.3%、62.2%、58.0%と割合がいちじるしく高く、青森市では 24.7%、仙台市では 16.0%である。16%から 62%まで開きがあるものの、治安に関わる「困った問題」が地域で発生していることがよみとれる。

これらの「困った問題がある」と回答した町会(町内会)がどのように対応したかといえば(問28B、表 3-4-3)、多くのばあい、「警察・交番に相談」するか、「具体的に何もしていない」ところが多いものの、「役所・公社等またはその関係者に働きかけ」たり、町会(町内会)連合会を含む「他の地域団体に働きかけ」たり、「町会(町内会)が自力で対応」するところもある。

表 3-4-3 問題解決・改善の働きかけ

	青森	秋田	盛岡	山形	福島	弘前	平均
役所・公社等またはその関係者に働きかけ	24.6	3.1	5.0	13.4	7.3	10.2	10.6
市議会議員に働きかけ	1.8	0.8	0.0	1.2	0.0	0.0	0.6
議員以外の地域の有力者に働きかけ	5.3	0.0	2.5	6.1	0.3	2.0	2.7
他の地域団体(町会連合会を含む)に働きかけ	10.5	8.6	4.2	13.4	7.7	16.3	10.1
警察・交番に相談	66.7	37.9	48.3	47.6	35.0	51.0	47.8
町会が自力で対応	7.0	7.0	12.5	8.5	10.1	10.2	9.2
町内会のまとまりを生かし、問題解決のネットワーク等を組織	0.0	1.7	0.8	2.4	3.1	-	1.3
町会とは別に、問題解決のためのNPO等を組織	0.0	0.3	0.0	2.4	0.0	0.0	0.5
その他	0.0	7.5	23.3	2.4	5.6	2.0	6.8
具体的に何もしていない	5.3	33.1	3.3	15.9	30.8	24.5	18.8

仙台市は設問様式が異なるため割愛。

「役所・公社等またはその関係者に働きかけ」については、弘前以外では「役所等の担当課・係にに対し公式に依頼」「役所の知り合いに働きかけ」「役所の幹部に働きかけ」の値の和。

つぎに、自らのすむ町会(町内会)周辺における過去、現在、将来の治安状況に対する認識について検討しよう。少なくとも、弘前市、および、仙台市を除く東北 5 都市における町会(町内会)調査をみる限りにおいては、過去、現在のいずれの時点においても、犯罪の発生状況・危険性(町会の周辺におけるこれまでと現在の犯罪の発生状況・危険性と今後の動向)という観点から、

自らの町会(町内会)周辺におけるじっさいの治安が著しく悪いとか悪化しているとかいう認識をもつ町会(町内会)長は少ない。むしろ、犯罪は少なく、状況も悪化していないとする町会(町内会)長の割合が多い。

表 3-4-4 これまでの犯罪の発生状況・危険性

	青森	秋田	盛岡	山形	福島	弘前	平均
自転車バイクの盗難・破損	9.1	3.6	8.8	4.3	7.7	6.0	6.6
車上荒らし・自動車破損	3.9	2.8	3.6	3.0	3.4	2.8	3.3
落書きや器物の損壊	5.2	2.8	2.6	4.5	2.4	1.9	3.2
不審者の侵入	0.4	2.8	3.1	2.5	2.4	0.9	2.0
空き巣狙い	3.0	3.9	5.2	3.8	4.9	1.4	3.7
放火・不審火	1.8	0.5	0.0	1.3	2.4	0.5	1.1
詐欺(サギ)	0.8	0.7	2.6	0.5	1.0	0.5	1.0
悪徳商法	1.3	2.6	4.6	4.3	2.0	1.4	2.7
すり・ひったくり	0.9	0.2	0.5	1.4	0.0	0.0	0.5
下着等洗濯物の盗難	0.0	0.9	1.6	1.1	0.8	0.5	0.8
痴漢・変質者	0.0	2.4	4.7	3.0	1.2	0.9	2.0
ストーカー	0.0	0.2	1.0	0.8	0.4	0.0	0.4
恐喝・脅迫	0.4	0.3	0.5	0.5	0.4	0.0	0.4
暴行・傷害・強盗	0.4	1.0	0.0	0.8	0.4	0.0	0.4
不法なゴミ捨て	42.5	22.4	31.6	51.5	32.3	27.6	34.7
その他	0.8	0.7	0.0	-	0.8	1.0	0.6

注1) 仙台は設問様式が異なるため割愛。

表 3-4-5 現在の犯罪の発生状況・危険性

	青森	秋田	盛岡	山形	福島	弘前	平均
自転車バイクの盗難・破損	3.0	1.6	3.1	2.2	1.8	2.3	2.3
車上荒らし・自動車破損	2.2	1.6	1.6	1.3	0.8	0.9	1.4
落書きや器物の損壊	0.4	0.6	3.1	3.2	1.8	0.9	1.7
不審者の侵入	0.9	1.4	3.6	1.6	2.0	1.4	1.8
空き巣狙い	0.4	2.8	1.6	1.9	2.0	1.9	1.8
放火・不審火	0.4	0.7	0.5	0.0	1.0	0.0	0.4
詐欺(サギ)	0.0	0.3	2.1	0.8	1.0	0.5	0.8
悪徳商法	2.2	1.2	5.7	3.8	2.4	0.0	2.6
すり・ひったくり	0.0	0.0	1.6	0.5	0.2	0.0	0.4
下着等洗濯物の盗難	0.0	0.3	1.0	0.3	0.4	0.5	0.4
痴漢・変質者	0.4	3.1	3.6	3.5	1.6	1.4	2.3
ストーカー	0.0	0.3	1.0	0.3	0.2	0.0	0.3
恐喝・脅迫	0.0	0.2	0.5	0.0	0.4	0.0	0.2
暴行・傷害・強盗	0.0	0.2	0.5	0.0	0.4	0.0	0.2
不法なゴミ捨て	13.0	13.1	17.6	22.6	16.2	11.7	15.7
その他	0.4	0.3	0.0	-	0.2	0.5	0.2

弘前以外は、「増えた」「著しく増えた」の和

まず、過去についていえば、弘前市調査の問 29A の結果をみると、調査時までの数年間の犯罪の発生状況について、「多い」もしくは「非常に多い」と認識する町会長の割合は全般に少ない(表 3-4-4)。「不法なゴミ捨て」が 27.6%と際立つものの、「自転車バイクの盗難・破損」の 6.0%を除けば、すべて 3%未満にとどまっている。同様の傾向は、設問様式の異なる仙台市を除く 5 都市においてもみられる。つまり、「不法なゴミ捨て」が 22~52%と際立つものの、「自転車バイクの盗難・破損」が 3~10%で、その他も 0~5%にとどまっている。そもそも、「不法なゴミ捨て」は菱山(2008: 21)が指摘するように、「犯罪そのものというよりは『コミュニティモラルにかかわるハードに類するもの』」であるため、「犯罪そのもの」とは異質のものである。そこで、以下では「不法なゴミ捨て」については大きくとりあげない。

なお、弘前市は「その他」を除けば、すべての項目の値が他の市の平均よりも低く、これまでの犯罪発生や危険性が少ないと認識されているといえる。逆に、盛岡市では比較的多くの項目で平均よりも高い値を示している。また、弘前市と同じ青森県内にある青森市では、「自転車バイクの盗難・破損」、「車上荒らし・自動車破壊」、「落書きや器物の損壊」、「放火・不審火」、「すり・ひったくり」で平均値より若干高くなっている。

つぎに、犯罪発生状況・危険性の現在についてみよう。弘前市のばあい、「その他」を除くすべての項目で、「変わらない」が 44~51%程度、「減った」が 11~15%程度を占める。「増えた」のは「不法なゴミ捨て」(11.7%、25 町会)が際立つのみで、ついで「自転車・バイクの盗難・損壊」(2.3%、5 町会)、「空き巣狙い」(1.9%、4 町会)、「不審者の侵入」、「痴漢・変質者」(各 1.4%、3 町会)である。仙台市以外の 5 都市においても「不法なゴミ捨て」以外の項目の値はさほど高くない。ただし、弘前市ではゼロであった「悪徳商法」が他ではやや高く(1.2~5.7%)、とくに盛岡市では 5.7%である<sup>4)</sup>。

興味深いことに、犯罪発生状況・危険性について、これまで・現在・過去における、6 都市の平均を比較すると、これまで「多い」という回答者の割合と、現在「増えた」という回答者の割合と、今後「増加する」(「増加する」および「著しく増加する」の値の和)とみなす回答者の割合との 3 者のあいだでは、「その他」を除くすべての項目で、今後「増加する」とみなす回答者の割合がもっとも多くなっている。つまり、「治安・少年非行・風紀の悪化」(表 3-4-2)という問題はあつたものの、「犯罪の発生状況・危険性」はこれまで少なく、現在も「変わらない」かむしろ「減った」という認識が支配的であるにもかかわらず、今後は悪化するという認識を一部の町会長がもっているという結果が、東北 6 都市の平均から読みとれるのである。

なお、「町会の周辺」での不安要因について尋ねた問 31C も、上と同じく、ゴミに関する項目(「路上や空き地のゴミの散乱」)の割合が高い(過去:28.5%、現在:13.6%)。ただし、過去数年、現在にそれぞれ問題や不安があつた(ある)という設問であるため、回答者の割合は全般的に問 29 よりも高い傾向がみられる。「路上や空き地のゴミの散乱」(現在:28.5%、過去:13.6%)の他、「自動車、バイク、自転車の不法放置」(過去:19.6%、現在:10.7%)、「不審者の出没」(過去:12.1%、現在:10.3%)、「深夜の暴走族」(過去:15.9%、現在:8.9%)の割合も高い。これらの割

表 3-4-6 将来の犯罪の発生状況・危険性

	青森	秋田	盛岡	山形	福島	弘前	平均
自転車バイクの盗難・破損	4.3	5.2	5.2	5.4	3.9	1.9	4.3
車上荒らし・自動車破損	4.3	5.7	4.6	5.4	2.8	1.4	4.0
落書きや器物の損壊	3.0	3.8	6.2	5.1	2.2	0.5	3.5
不審者の侵入	3.9	7.6	8.3	6.5	4.9	2.3	5.6
空き巣狙い	3.0	8.3	8.3	6.8	6.1	3.3	6.0
放火・不審火	1.7	3.1	3.1	1.6	2.4	0.0	2.0
詐欺(サギ)	2.6	6.8	6.7	4.9	5.9	3.3	5.0
悪徳商法	6.5	10.1	9.9	8.6	7.5	5.6	8.0
すり・ひったくり	2.1	2.4	3.1	3.5	1.8	0.5	2.2
下着等洗濯物の盗難	1.7	3.3	3.6	2.4	1.8	0.5	2.2
痴漢・変質者	4.3	7.8	5.7	7.0	4.5	1.4	5.1
ストーカー	3.0	3.6	3.1	3.5	2.4	0.5	2.7
恐喝・脅迫	2.6	3.8	2.1	2.5	2.2	0.9	2.4
暴行・傷害・強盗	3.5	4.3	4.1	2.5	2.2	0.5	2.9
不法なゴミ捨て	13.4	16.3	20.2	24.8	17.4	13.1	17.5
その他	0.0	0.3	0.0	-	0.2	0.9	0.2

弘前以外は、「増える」「著しく増える」の和

表 3-4-7 弘前市町会周辺の不安要因

	過去数年	現在	対応・対策 をしている
路上や空き地のゴミの散乱	28.5	13.6	30.8
自動車、バイク、自転車の不法放置	19.6	10.7	15.9
不審者の出没	12.1	10.3	9.3
不良のたまり場	8.4	4.7	7.0
深夜の暴走族	15.9	8.9	4.2
害悪のあるチラシやビラ	7.0	5.6	5.6
わいせつなビデオ・雑誌の自販機	4.7	0.9	4.7
深夜営業の店舗	5.1	2.8	3.7
町内のよくわからない住民	7.9	7.9	5.6
新聞・テレビ・ラジオの犯罪報道	2.8	7.5	4.2
その他	1.9	0.5	0.0
NA	53.3	67.3	60.3

合の高い問題に対して、4%から31%程度の町会で何らかの対応・対策をとっている。

さいごに、今後の防犯活動のあり方についてふれておこう(問27A)。すなわち、弘前市においては、10年前と現在とを比べると、防犯活動が活発化している認識の割合は他都市と比べて低いものの、防犯

は依然として地域住民が役割を担うべき、重要な活動であると認識されている。すなわち、「日常的な防犯対策」は今後も「促進」すべきであるという認識が23.8%であり、「継続」も59.8%である。また、「警察・交番との連携・調整」も「促進」19.6%、「継続」69.6%となっており、重視されている。全体からみればごく一部の町会(町内会)長がもつにすぎない、犯罪が「増える」という今後への認識が、全般的な「体感治安」の悪化に結びつき、犯罪予防の観点から、防犯パトロールなどへの防犯活動、そのための警察や交番との連携に人びとが駆り立てられていることがうかがえる。

表 3-4-8 弘前市の地域住民組織が果たすべき役割

	促進	継続	取りやめ	わからない
日常的な防犯対策	23.8	59.8	0.5	15.9
警察・交番との連携・調整	19.6	66.8	0.0	13.6

### 3.5 担い手

表 3-5-1 街灯等の設備管理を行う町会(町内会)の割合

	%
青森	61.9
秋田	93.2
盛岡	89.6
山形	88.9
福島	56.0
弘前	88.8

注1)仙台市は設問様式が異なるため割愛。

つぎに、防犯活動の担い手と、担い手間の関係についてみていこう。3.2 でみたように、防犯関連活動には複数のものがある。したがって、その担い手も町会だけではなく多様な団体や個人がかかわっており、それらの団体が活動する範囲も異なる。3.2 の整理にならって、街灯の管理、非行防止活動、防犯協会の活動、

情報提供・共有、防犯パトロールの5つの活動について順にみていこう。

第一の街灯の管理については、問 9A の「街灯等の設備管理」が参考になる。「街灯等の設備管理」は弘前市のみならず、仙台市を除く他 5 都市でも多くのばあい町会(町内会)が中心に行っている(表 3-5-1、3-5-2)。他都市の設問様式が異なるので比較できないが、弘前市のばあい、とくに「町会長」(52.6%)と「副会長などの役員」(21.6%)が中心となっている(問 9B)。

第二の子どもや青少年を対象とした非行防止活動については「青少年教育・育成」(問 9A)、「少年補導委員会」、第三の防犯協会による防犯活動については「防犯協会」に関する項目がそれぞれ参考になる(問 22A)。表 3-5-2 をみると、「青少年教育・育成」を行う組織は「町会」(32.2%)、「地区町会連合会」(28.0%)、「地区町会連合会単位の別組織」(21.5%)であり、その中心となるのは「副会長などの役員」(34.8%)、「町会の会員それぞれ」(27.5%)、「会長」(21.7%)などである(問 9B)。ただし、「地区町会連合会単位の別組織」が何をさすのか、詳細は不明である。

つぎに、「少年補導委員会」と「防犯協会」についてみてみよう。活動の最小単位を尋ねた問 22A は、「わからない」と「無回答」(NA)の割合が多く、比較しづらいが、「少年補導委員会」も「防犯協会」もともに、活動の最小単位は町会(町内会)レベルであり、地区町会(町内会)連合会レベルを中心に組織されているといえる。ただし、町会(町内会)調査からは両組織の担い手に関するそれ以上の詳細は明らかではない。

防犯関連情報の提供・共有については後にゆずり、先に防犯パトロールについてみると(問 9A)、地区町会レベル、地区町会連合会レベルのいずれにおいても活動組織があることがわかる。弘前市では主に地区町会(町内会)連合会レベル(43.9%)の組織で実施されている(表 3-5-5)が、仙台市を除く他 5 都市では町会(町内会)レベルの組織を中心としている。なお担い手についてみると、弘前市のばあい、防犯パトロールの中心は町会の会員それぞれ(32.5%)、会長(30.0%)、副会長(22.5%)である(問 9B)。上でみた「街灯等の設備管理」と比べると会員の割合が高くなっているが、これは「防犯パトロール」がより多くの人員を要する活動であることを反映していることが考えられる。

表 3-5-2 弘前市町会の活動の中心的活動組織

	町会	町会単位の別組織	地区町会連合会	地区町会連合会単位の別組織	その他の地域組織	実施していない	わからない	NA
防犯パトロール	18.7	13.6	21.0	22.9	11.7	15.4	0.9	12.1
街灯等の設備管理	88.8	4.7	3.3	1.9	0.9	1.4	0.0	3.3
青少年教育・育成	32.2	17.3	28.0	21.5	11.7	5.6	0.0	9.3

表 3-5-3 町会(町内会)における少年補導委員会の最小単位

	町会レベル	地区町会連合会レベル	その他	構成されていない	わからない	NA
青森	3.5	6.1	12.6	19.9	7.4	50.6
秋田	2.9	15.8	10.6	13.2	21.4	36.1
盛岡	8.8	12.9	13.0	13.0	8.8	43.5
山形	4.6	24.3	15.1	12.1	10.0	34.0
福島	10.8	28.2	18.7	6.1	15.0	21.3
弘前	4.6	20.5	4.7	17.8	52.3	0

注1)仙台市は設問様式が異なるため割愛。

表 3-5-4 町会(町内会)における防犯協会の最小単位

	町会レベル	地区町会連合会レベル	その他	構成されていない	わからない	NA
青森	26.5	11.7	28.6	6.1	1.7	25.5
秋田	10.2	39.6	14.4	5.2	8.2	22.4
盛岡	15.1	30.5	20.2	5.7	4.1	24.4
山形	21.8	41.0	15.1	1.9	1.9	18.3
福島	28.2	40.2	19.5	3.9	7.5	15.6
弘前	7.9	44.4	9.3	6.1	32.2	0.0

注1)仙台市は設問様式が異なるため割愛。

表 3-5-5 町会(町内会)における防犯パトロールの最小単位

	町会 (町会(町内会・自治会)レベル)	別組織 (町会(町内会・自治会)レベル)	地区町会連合会 (地区町会(町内会・自治会)連合会レベル)	別組織 (地区町会(町内会・自治会)連合会レベル)	その他	実施していない	わからない	NA
青森	29.4	8.2 (37.6)	6.5 (15.6)	9.1	25.2	13.4	0.9	21.6
秋田	19.6	5.9 (25.5)	12.7 (24.7)	12.0	13.7	28.6	0.9	14.2
盛岡	43.5	13.0 (56.5)	7.8 (16.1)	8.3	10.4	16.1	0.5	9.3
山形	31.5	14.3 (45.8)	18.9 (33.5)	14.6	10.5	12.4	0.5	13.7
福島	22.1	9.1 (31.2)	12.2 (28.4)	16.2	17.8	15.0	2.0	14.4
弘前	18.7	13.6 (32.3)	21.0 (43.9)	22.9	11.7	15.4	0.9	12.1

注1)仙台市は設問様式が異なるため割愛。

注2)青森市の「その他」には「地区協議会」「地区協議会単位の別組織」「その他の地域組織」が含まれる。

なお、第二の少年補導委員会にかんする項目はないものの、防犯関連活動の担い手について考察するうえで参考になるのが、問 33 の「安全・安心なまちづくり」に関する問いである。問 33.2 の結果を示したのが表 3-5-6 である。これをみると、活動の担い手が、町会、地区町会連合会、防犯協会、警察を中心としていることがわかる。「防犯灯・街路等の整備」(9.6%)や「防犯活動に関する情報提供」(8.6%)など、行政も取り組んでいるものの町会、地区町会連合会、防犯協会、警察よりは圧倒的にその割合が低い。「防犯協会以外の地域住民組織」や「NPO・ボランティア団体」も数パーセントにとどまっている。

表 3-5-6 弘前市町会において防犯活動に取り組んでいる主体

	取り組んでいる主体									
	あなたの町会	他の町会	地区町会連 合会	防犯協会(支 部)	防犯協会以 外の地域住 民組織	NPO・ボラン ティア団体	行政	警察	NA	N
防犯灯・街路灯の整備	87.0	2.8	4.5	5.6	0.6	0.0	9.6	1.1	4.5	177
監視カメラの設置・整備	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	25.0	4
犯罪発生状況の情報提供	15.2	0.0	15.2	25.0	2.2	0.0	0.0	65.2	2.2	92
護身の知識・技術の提供	0.0	6.3	6.3	18.8	0.0	0.0	6.3	62.5	6.3	16
防犯のための講習会の開催	16.2	0.0	26.5	44.1	4.4	0.0	5.9	35.3	1.5	68
防犯活動のリーダー育成	19.0	0.0	28.6	57.1	4.8	2.4	4.8	16.7	0.0	42
防犯活動の組織化の支援	25.7	1.4	37.1	51.4	1.4	0.0	2.9	18.6	2.9	70
防犯キャンペーンの実施	5.6	1.4	23.6	59.7	4.2	0.0	2.8	41.7	1.4	72
防犯パトロールの強化・連携	16.4	0.9	20.7	62.1	4.3	0.0	1.7	33.6	2.6	116
防犯活動に関する情報提供	19.8	0.9	18.1	37.1	2.6	0.0	8.6	60.3	1.7	116

これらの4主体のうち、全般的に比重が高いのが警察と防犯協会である。ただし、うえてみたように、「防犯灯・街路灯の整備」のみは「町会」が中心になっている。その他、たとえば、「犯罪発生状況の情報提供」等では警察と防犯協会が主な担い手である。なお、「防犯のための講習会の開催」、「防犯活動のリーダー育成」「防犯活動の組織化の支援」「防犯パトロールの強化・連携」「防犯活動に関する情報提供」については町会、地区町会連合会もそれなりに取り組んでいる。とくに町会で取り組むものについて中心となるのが、会長である(問 33.3)。このことから、「防犯灯・街路灯の整備」や「犯罪発生状況の情報提供」、「防犯パトロールの強化・連携」「防犯活動に関する情報提供」等、町会が行う活動のばあい、やはり会長や役員などに役割が偏る、トップヘヴィの状態であることがわかる。

ここまで、防犯活動の担い手についてみてきた。とはいえ、じっさいの担い手と町内会が期待する防犯にかんする役割分担とは必ずしも一致するものではない。たとえば、「防犯灯・街路灯」の整備は多くの場合町会が行っているものの、「行政・警察」が行うべきという回答も少なくない(45.3%、問 33A.1~2)。逆に、「防犯キャンペーンの実施」と「防犯パトロールの連携・強化」についてみると、町会のより積極的な参加を期待していることがうかがえる。つまり、じっさいにこれらの活動に取り組んでいるのは、「取り組んでいる町会ベース」(問 33.2。N=116)では町会の5.6%と16.4%、行政の2.8%と1.7%、警察の41.7%と33.6%であり、警察が中心である。しかし、「とくに行うべき」取り組みとして、町会のばあい34.1%と33.6%、行政・警察では53.3%と36.4%となっている。「防犯キャンペーン」と「防犯パトロールの連携・強化」については、現状を鑑みると町会、行政・警察がともに行うべきだとする意識が強いことが分かる。



表 3-5-7 弘前市町会の防犯活動の中心的担い手

	会長	副会長など の役員	隣組の組長 や班長	町会の会員 それぞれ	NA
防犯灯・街路灯の整備	61.7	22.7	3.9	6.5	5.2
監視カメラの設置・整備	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
犯罪発生状況の情報提供	71.4	21.4	0.0	7.1	0.0
護身の知識・技術の提供	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
防犯のための講習会の開催	54.5	36.4	0.0	0.0	9.1
防犯活動のリーダー育成	50.0	37.5	0.0	12.5	0.0
防犯活動の組織化の支援	38.9	38.9	0.0	16.7	5.6
防犯キャンペーンの実施	0.0	25.0	0.0	25.0	50.0
防犯パトロールの強化・連携	31.6	31.6	0.0	21.1	15.8
防犯活動に関する情報提供	43.5	8.7	4.3	17.4	26.1

表 3-5-8 弘前市町会が期待する行政・警察・町会の役割

とくに行うべき取り組み	行政・警察	町会
防犯灯・街路灯の整備	45.3	65.9
監視カメラの設置・整備	24.3	6.1
犯罪発生状況の情報提供	50.5	26.6
護身の知識・技術の提供	11.2	2.3
防犯のための講習会の開催	36.9	23.8
防犯活動のリーダー育成	19.6	19.2
防犯活動の組織化の支援	23.4	22.0
防犯キャンペーンの実施	22.0	11.7
防犯パトロールの強化・連携	53.3	34.1
自治体の安全・安心条例の制定	13.1	-
防犯活動に関する情報提供	36.4	33.6
その他	0.9	0.5
ひとつもない	3.3	6.1
NA	6.1	6.5

最後に、「少年補導委員会」と「防犯協会」にたいする町会の関係について触れておこう(表 3-5-9)。当然のことながら、これらの団体が存在する町会では、町会とこれらの団体が関わりをもち、町会がこれらの団体に対して協力することが少なくない。これらの団体が構成されている町会ベースでみれば、少年補導委員会には 35.9%の町会が、防犯協会には 47.7%の町会が協力をしている。ヒト・カネ・情報という点でも両団体は町会と密接な関わりをもつ。

表 3-5-9 弘前市における団体と町会の関係

	少年補導委員会	防犯協会
町会が活動に協力	35.9	47.7
町会と組織・団体の役員を兼務している	23.4	34.8
互いに情報のやりとりをしている	32.8	22.0
町会内に部会を設置	7.8	11.4
補助金や負担金を出している	21.9	56.1
集会所等の施設を使用	4.7	9.8
NA	28.1	8.3
N	64	132

ヒトの点からいえば、少年補導委員会では 23.4%、防犯協会では 34.8%の町会が「町会と組織・団体の役員を兼務している」。またカネについても、少年補導委員会では 21.9%、防犯協会では 56.1%に対して町会が「補助金や負担金を出している」。情報については、少年補導委員会では 32.8%、防犯協会では 22.0%が情報のやりとりをしている(問 22B)。ヒトの面をみると、やはりここでも防犯におけるトップヘヴィの状況がうかがえる。

### 3.6 おわりに

以上、町会における防犯活動について、弘前市町会調査の結果を中心に、部分的に東北6都市町内会調査の結果を利用しながら分析してきた。弘前市では、「街灯等の設備管理」「青少年教育・育成」「防犯パトロール」、犯罪・不審者に関する情報共有、声かけ、「不審者に遭遇したときの連絡先・駆け込み先」の設置、「小・中学校との情報交換」などの防犯関連活動が実施されており、そうした活動を町会、地区町会連合会あるいは、防犯協会や少年補導委員会などその関連組織、ばあいによっては警察が実施している。とくに多くの町会で行われているのが、「街灯等の設備管理」や「青少年教育・育成」、「防犯パトロール」、情報共有や情報交換である。「街灯等の設備管理」は10年前、すなわち2001年には既に活発に実施されていた活動であり、現在もなお活発に行われている。しかし「防犯パトロール」は、現在の方が活発であるという回答の割合が少なく、弘前市ではどちらかといえば活動が停滞している。また「青少年教育・育成」も10年前より活動が停滞しているという結果が得られた。以上のことより、1990年代からの動向は不明であるが、少なくとも10年前と現在とを比較すると、防犯活動が停滞傾向にあるといえる。その背景として考えられるのは、他都市と比べて比較的低い、過去・現在・将来における犯罪の発生状況・危険性に対する認識である。

とはいえ、比較的少ないものの、犯罪や不安要因がある現状においては、地域住民組織が「日常的な防犯対策」や「警察・交番との連携・調整」を「取りやめ」るよりも、「促進」、「継続」すべきという回答が支配的である(表 3-4-8)。しかし、こうした警察・交番との連携の継続・促進は、町会の防犯活動における警察権力の介入を強化し、「動員」としての側面を促進する可能性をもつ。

防犯活動の活況の程度は治安認識によって左右される側面があるが、そもそもそうした治安意識を形成するうえで大きな影響を及ぼす、犯罪や防犯に関する情報提供の主体は警察(犯罪:65.2%、防犯:60.3%)や防犯協会(犯罪:25.0%、防犯:37.1%)が中心である(表 3-5-6)。また、近年全国で組織化がはかられてきた「防犯パトロール」についてみると、「防犯パトロールの強化・連携」の主な担い手は、町会(19.8%)や地区町会連合会(18.1%)というよりも防犯協会(62.1%)と警察(33.6%)である(表 3-5-6)。弘前市町会調査の結果からは、少なくとも「防犯パトロール」の組織化が、地域の主体的な動きであることを示す結果は得られなかった。しかも、町会内部の役割分担をみれば、町会が行う防犯活動についても、会長や役員に仕事が偏りがちのトップヘヴィの状態が確認された。警察や防犯協会が提供する情報や知識に依存せざるをえない防犯活動が、町会の主体的な活動となり「コミュニティ」の内実の充実化をはかるまでには多くの課題が残されているといえよう。

## 注

- 1) ただし、非行防止活動の一部は防犯協会が担ってきた地域もあるなど、これら4つの活動の分類は厳密なものではない。また、戦前・戦中のみならず、戦後も一部の地域社会では自警団や防犯協会が地域社会のパトロールを行っていた。
- 2) とはいえ、防犯協会による活動には非行防止活動が含まれるし、「青少年教育・育成」といってもそれが非行防止活動のみに限定されないため、分析の厳密さを欠くことは免れない。
- 3) 平成19年調査の結果では、「良くなっている」あるいは「どちらかといえば良くなっている」が11.2%であり、「悪くなっている」あるいは「どちらかといえば悪くなっている」が70.4%であった(青森県ホームページ)。
- 4) なお、「自転車バイクの盗難・破損」、「落書きや器物の損壊」、「不審者の侵入」、「詐欺」「すり・ひったくり」、「下着等洗濯物の盗難」、「痴漢・変質者」、「ストーカー」、「恐喝・脅迫」、「暴行・傷害・強盗」、「不法なゴミ捨て」において、盛岡市の値が他都市より高いことは注目に値する。

## 参考文献

- 青森県HP <http://www.pref.aomori.lg.jp/kenminno-koe/files/H21-3monitor.pdf>、2012年3月12日アクセス
- 清水雅彦、2007、『治安対策としての「安全・安心まちづくり」——監視と管理の招牌』社会評論社  
警察庁生活安全局生活安全企画課 HP 「自主防犯ボランティア活動支援サイト」  
[http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki55/news/doc/22\\_b\\_tyouusa.pdf](http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki55/news/doc/22_b_tyouusa.pdf)、2012年3月12日アクセス)
- 菱山宏輔、2008、「防犯活動と町内会」檜楨貢・吉原直樹・板倉有紀・菱山宏輔『地方都市におけるゆらく町内会とその動態—2008年度青森市町内会・自治会調査結果報告書』
- 菱山宏輔、2011、「安全安心コミュニティと防災」吉原直樹編著『防災コミュニティの基層——東北6都市の町内会分析』御茶の水書房